

全部再資源化コンソーシアム の募集について

2014年9月1日

ART

(自動車破碎残さリサイクル促進チーム)

1. コンソーシアム募集の概要

1.1 募集対象

自動車リサイクル法第 31 条に基づき、全部再資源化を実施する解体業者、破砕業者*、電炉・転炉業者等の関係者でコンソーシアムを形成する方。

*破砕前処理の業許可を有するプレス・せん断処理業者

1.2 応募方法

コンソーシアムの責任会社は、4.で示す手順に従って、提案書、必要書類をとりまとめて ART へ提出してください。

1.3 確認・審査方法

コンソーシアムの確認・審査は以下の順で行います。

(1) 確認

提案書に必要事項が記載されているか、必要な書類が揃っているか、確認し、不備があれば提案書再提出、不足書類提出を依頼します。

(2) 書類審査

大臣認定に必要な書類及び各種行政許可関連書類等の有無と内容を審査します。

(3) 現地立入審査

提案書及び提出書類の内容を、施設を中心に現地確認し審査します。

※ 提出いただく書類は、ARTの審査、大臣認定申請、コンソーシアムの維持・管理の目的以外には使用しません。

2. コンソーシアムに求められる要件

コンソーシアムの応募にあたっては、以下の要件を満たして下さい。

■ コンソーシアムの体制/責任会社

- ・ コンソーシアムは、自動車メーカー等との諸調整等の窓口となる代表者を責任会社として定めること。
- ・ 自動車メーカー等とコンソーシアムとの契約は責任会社との間で行いますので、その為の体制をコンソーシアム内で整えること。

■ コンソーシアム基本契約

コンソーシアムを構成する各事業者は契約関係にあること。

(契約で定める内容)

- ・ コンソーシアム構成事業者の責任範囲
- ・ 品質管理、保証
- ・ コンプライアンス責任
- ・ 監査
- ・ 契約の変更、解除・解消
- ・ 報告、記録の保存
- ・ その他

■ コンプライアンス

自動車リサイクル法や環境・労働・知的財産・取引・道交法等の各種関連法令のみならず、各社の企業行動規範・社内諸規則/規定・マニュアル、更には社会一般の倫理、常識及び規範の遵守し、全部再資源化を実施すること。

■ 監査システムの構築

コンソーシアム内に本審査で提案した内容の確実な実行を担保する監査システムを構築すること。

■ Cu 値 0.3%以下

全部利用者（電炉・転炉業者）へ納入するAプレスに含有するCu分の割合は0.3%以下とすること。

詳細は「平成15年度環境問題対策調査等に関する委託事業報告書（自動車リサイクルに係る処理技術等の調査）、平成16年3月、財団法人金属系材料研究開発センター」を参考としてください。

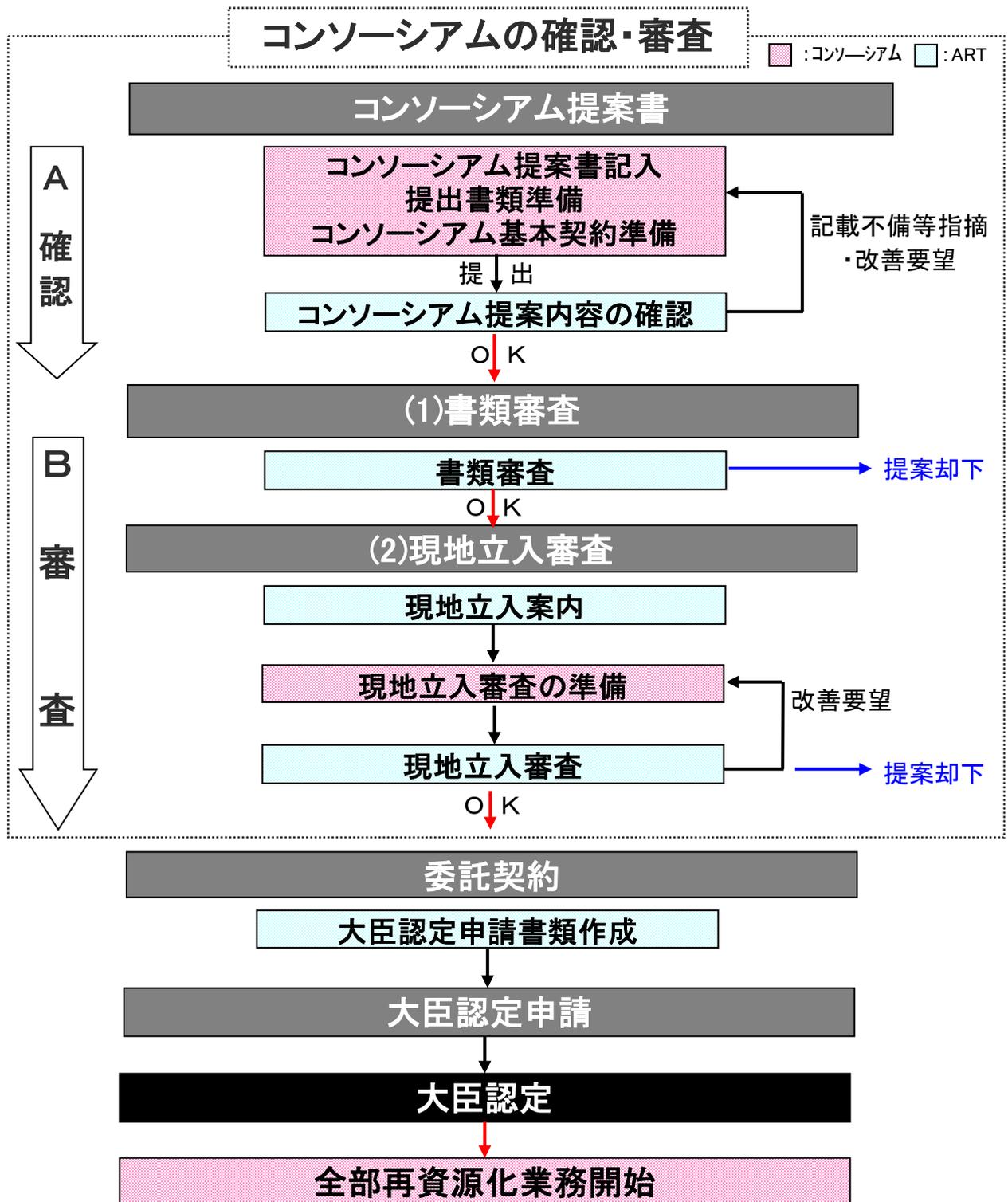
■ 適正な価格設定

全部利用者は、解体業者が合理的な解体によりCu値0.3%以下としたAプレスを適正な価格で購入すること。

3. 対価

全部再資源化事業者に対して、ARTが設定した基準作業工程・時間に基づく費用（基準リサイクル費用）をお支払いします。

4. 全部再資源化認定までの手順



5. 確認・審査の概要

A. コンソーシアム提案内容の確認

■確認の視点

- ・提案書記載内容、提出書類に不備・漏れはないか。
- ・契約書等の業者間の取り決めに不備はないか。
- ・コンソーシアム構成業者の事業安定性、経営体質の健全性、業許可の有無。

■確認の結果

提出書類に記載不備や改善要望がある場合には、ARTより再提出依頼の連絡をいたします。

■提出書類

コンソーシアム提案書及び提出書類一式。(コンソーシアム基本契約書ドラフト版相当を含む。)

B. 審査

(1) 書類審査

■審査の視点

全部再資源化認定に必要な項目を中心に、施設の許認可の有無、事業に必要な許認可の取得状況、施設及び各種手順書の整備状況等を審査する。

■審査の結果

書類審査を通過したコンソーシアムには、ARTより(2)現地立入審査の日程の連絡をいたします。
なお、提出書類が具備すべき法的要件等を満たしていなければ、提案却下とさせていただきます。

(2) 現地立入審査

■審査の視点

- ・施設の法令遵守状況、品質管理状況、適切な運営状況の現地確認による審査。

■審査の結果

現地立入審査を通過したコンソーシアムには、ARTより委託契約に関して連絡いたします。
現地の状況に改善要望等がある場合には、ARTより改善要望を提示し、再度審査いたします。
なお、現地立入審査では、現地の状況が具備すべき法的要件等を満たしていなければ、提案却下とさせていただきます。